



令和8年9月2日

午後2時

新婚夫婦生活支援補助金の受け付けを開始します

市は、次のとおり新婚夫婦生活支援補助金の受け付けを開始します。

1 目 的 新婚夫婦の市内での生活の開始における経済的負担の軽減を図り、地域における人口減少対策として、住居費用、住宅リフォーム費用などに対し、補助金を交付する。

2 対象者

① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻した人(外国方式の婚姻やパートナーシップ宣誓し、受領証の交付を受けた人も含みます。)

② 婚姻日における年齢が、夫婦、パートナー双方ともに39歳以下

③ 夫婦、パートナーの所得をあわせて500万円未満

※ ①～③すべてを満たす新婚夫婦が対象です。

④ 令和7年度に一関市結婚新生活支援補助金の交付を新たに受けた人で、交付額が限度額に達していない人

3 対象経費

4月1日～令和9年3月31日までに支払った費用

- ・新居の購入費用
- ・新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・住宅リフォーム費用
- ・引っ越し費用（引っ越し業者または運送業者への支払額の実費）

4 申請期限 令和9年3月31日まで

5 申請方法

申請書類を市役所交流推進課に持参、または郵送で提出してください。申請手続きと必要書類については、事前に市役所交流推進課交流推進係に相談してください。

6 補助金額

上限 70 万円（夫婦、パートナーともに 29 歳以下の場合）

上限 30 万円（夫婦、パートナーの片方または双方が 30 歳～39 歳の場合）

7 その他

詳しくは添付のチラシを参照してください。

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

まちづくり推進部交流推進課交流推進係 主任主事 千葉

電話：(0191) 21 - 8872

FAX：(0191) 23 - 4850

メールアドレス：koryu@city.ichinoseki.iwate.jp

夫婦、
パートナーともに
29歳以下

最大
70万円

※岩手県独自上乗せ
補助含む

夫婦、
パートナーともに
39歳以下

最大
30万円



新婚夫婦の生活を 応援します



一関市では、新婚夫婦を対象に、
新生活にかかる費用（家賃や引越費用等）を補助します。

対象者

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した方（パートナーシップ宣誓をし、受領証の交付を受けた方も含みます。）
- 夫婦、パートナーともに婚姻日、パートナーシップ宣誓日における年齢が39歳以下
- 夫婦、パートナーの所得を合わせて500万円未満※

※奨学金を返済している場合は、所得証明期間と同一期間中の返済額を
控除します。

受給条件などの詳細は、市ホームページでご確認ください。



対象 経費

- 新居の購入費
- 新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 住宅リフォーム費用
- 引越費用（引越業者や運送業者への支払額の実費）

上記費用のうち

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用

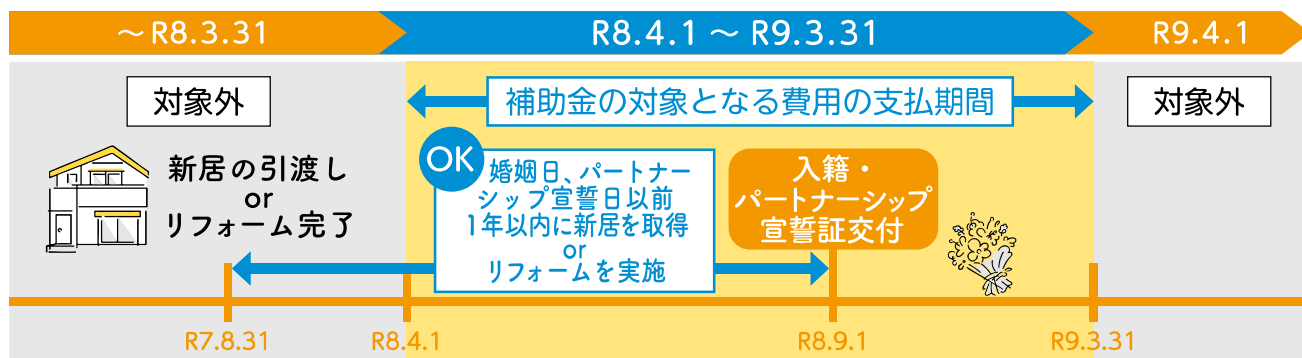
申請期限

令和9年3月31日まで

※申請をご希望の方は、お早めにお問い合わせください。

ケース1

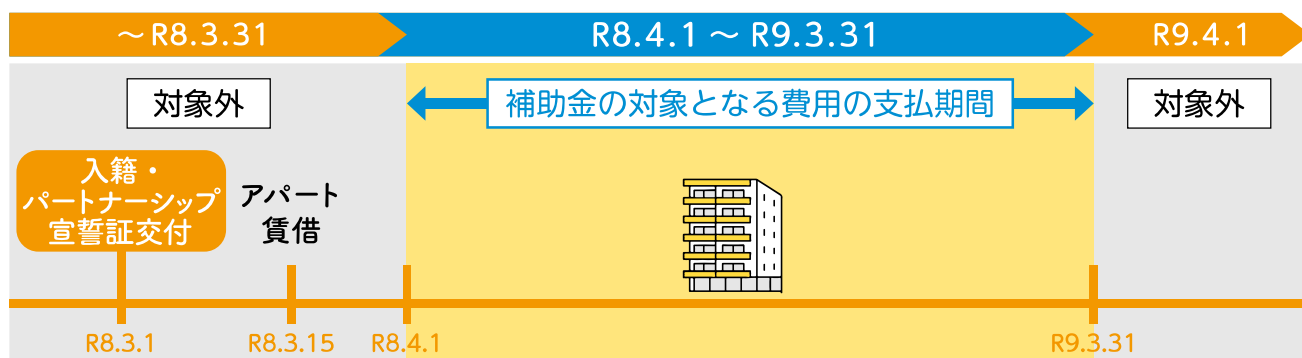
婚姻、パートナーシップ宣誓を機に新居を購入または住宅リフォームをした



※ 婚姻日以前、1年以内に取得した住宅または実施した住宅リフォームも対象になります。

ケース2

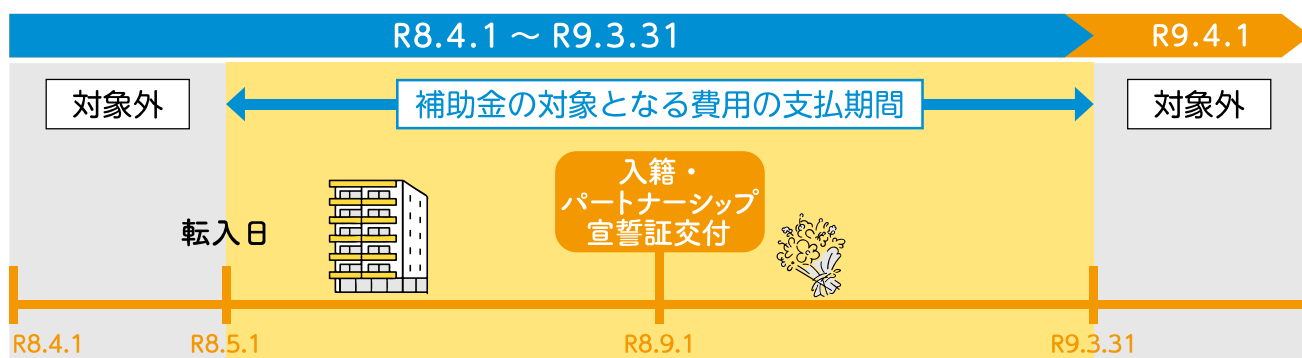
婚姻後、パートナーシップ宣誓後にアパートを借りた



※ 4月1日以前に契約している賃貸物件でも補助の対象は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った費用のみとなります。

ケース3

婚姻、パートナーシップ宣誓より前にアパートを借りている



※ 契約書等の内容によっては、転入日前から補助の対象になる場合もあります。

よくあるご質問

Q 夫婦、パートナー以外の名義で契約した住居費用やリフォーム工事、引越は対象になるの？

A 対象になりません。この場合、仮に支払者がご夫婦、パートナーのいずれかでも対象にはなりません。

Q 所得証明書の提出は、所得のある人の分だけでいいの？

A 所得がないことの証明にもなるので、夫婦、パートナー双方の提出が必要です。